

令和3年度第1回財政援助団体等監査の結果に関する措置等について

(令和3年12月24日現在)

1 監査の期間 令和3年8月3日から令和3年10月6日まで

2 監査対象年度 原則として令和2年度に執行された事業又は業務

3 指摘に対する措置

指摘の概要	担当局部課	措置内容又は措置方針等	措置分類
<p><b>【株式会社ニチガスクリエート（公の施設の指定管理者）】</b></p> <p>(1)市民体育館、吉田文化体育センター、吉田多目的屋内運動場、吉田運動場、桜島総合体育館、桜島溶岩グラウンド、桜島多目的広場、喜入総合体育館、喜入総合運動場、喜入武道館の施設等の一部使用の許可申請については、それぞれの管理規則に定める使用許可申請書を使用しておらず、また、使用許可書を交付していない。</p>	<p>観光交流局 観光交流部 スポーツ課</p>	<p>スポーツ施設の使用許可申請は、それぞれの管理規則において、施設の専用使用、一部使用共に同一の申請書様式を用い、許可書を交付することとなっているが、一部使用については、利用者の利便性に鑑み、各施設の実情に合わせた対応を取っているところである。</p> <p>今後、一部使用の申請及び許可については、指定管理者や関係部局と協議してまいりたい。</p> <p>(通知受理日：令和3年12月2日)</p>	<p>検討中</p>

4 意見に対する見解

意見	担当局部課	見解
<p><b>【株式会社ニチガスクリエート（公の施設の指定管理者）】</b></p> <p>(1)鹿児島市民体育館等の管理規則によると、施設等の使用許可を受けようとする者は、専用使用又は一部使用にかかわらず使用許可申請書を提出し、指定管理者は使用許可書を交付することとなっている。しかしながら、一部使用に関する手続きは、施設ごとに様々な取り扱いとなっていることから、所管課においては、利用者の利便性や事務処理の効率化等を勘案して、適切な対応を図られたい。</p>	<p>観光交流局 観光交流部 スポーツ課</p>	<p>一部使用の申請及び許可については、現状把握や他都市調査などを行い、利用者の利便性向上や事務処理の効率化等を踏まえ、管理規則の改正も含めた対応を検討してまいりたい。</p> <p>(通知受理日：令和3年12月2日)</p>